

平成 31 年 2 月の市民の声（全 2 通のうち 2 通）

◇交通災害共済の行政区業務について

【ご意見・ご提案など】

今年度町内役員（伍長）をやっています。先日区長より交通災害共済のとりまとめを依頼されました。その際に取りまとめ役員用手順書（方式 1 の場合）が配布され、簡単な説明を受けて来ました。

そもそも、なぜ町内役員が交通災害の加入取りまとめをしなくてはいけないのでしょうか。ハガキとチラシの配布程度であれば仕方ないとも思いますが、集金して、金融機関で加入の代行をし、会員証の返却まで行うことについてはやり過ぎではないでしょうか？又、何の権利により市役所から強制的に取りまとめをさせるのですか？断る事は出来ないのでしょうか？区長に配布してからでは、役員は断る事ができません。

ちなみに、私の担当はアパート含め 38 世帯あります。どれだけ大変なことか分かっているのでしょうか？時代遅れの制度を見直す事の出来る市役所職員はいませんか。毎年の役員は大変な思いで作業させられています。早急な改善を望みます。

（平成 31 年 2 月 23 日）

【お返事】

新潟県交通災害共済は、県内 30 市町村で構成する新潟県市町村総合事務組合が市町村と共同で事業を行っています。住民が交通事故による災害を受けた場合の共済制度であり、少額の会費で治療日数に応じ充実した見舞金を受け取ることができる県民相互共済事業です。

年会費 500 円で事業を維持していくために、制度開始当初から行政区に各戸へのチラシ及び加入申込書の配布、集金等について協力をいただいています。

しかし近年、多くの行政区から業務簡素化の要望があり、

市としても協力を依頼する上で行政区の声を反映すべきと判断し、平成 29 年度に全行政区長を対象に意向調査を行いました。調査の内容は、下記の 3 方式から各行政区が対応できる方式の一つ選択していただくというものです。その調査結果を平成 31 年度の行政区への協力依頼に反映させています。

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 方式 1 | チラシ及び加入申込書の配布、集金、
会員証の返却すべてを行う |
| 方式 2 | チラシ及び加入申込書の配布のみ行う |
| 方式 3 | チラシの配布のみ行う（市報配布と同様） |

各行政区の取りまとめ方式の選択につきましては、区民の総意を前提に実施しているものと考えています。

つきましては、行政区で対応可能な方式を再考できないか、行政区長と相談いただきたいと思います。方式について行政区長から変更の申し出があれば、平成 32 年度から変更することも可能です。

この度は貴重なご意見をいただきありがとうございました。

（担当：環境交通課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇もみ殻の飛散について

【ご意見・ご提案など】

大和地域に住んでいる者です。季節を関係なくもみ殻が飛散した物が、道路及び住宅敷地内に入り数えきれない程、処理をしなければならず、大変困っています。原因として南魚沼広域有機センターへのもみ殻運搬時に、飛散したものと確信しております。関係者への改善を要望いたします。

(平成 31 年 2 月 27 日)

【お返事】

ご連絡をいただきました道路等へのもみ殻飛散に関しまして、大変ご迷惑をお掛けしてしまい申し訳ありませんでした。

関係者に確認したところ、カントリーエレベーターから南魚沼広域有機センターへもみ殻を運搬する際に飛散させてしまったということです。これは、2月上旬から、普段運搬を行っている車両とは別の車両で運搬しており、飛散防止対策が不十分だったことが原因と思われます。この車両での運搬は取りやめておりますが、ご連絡をいただいた時以外でも飛散があるということです。さらに搬入者に対する飛散防止対策の指導を徹底してまいります。

今後も指定管理者であるJAみなみ魚沼と十分に協議しながら、適正な管理に努めてまいります。

(担当：農林課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658